

令和 7 年度障害福祉サービス事業者等・障害児通所支援事業者講習会

障害福祉サービス事業所等における 運営上の留意事項について

県北広域振興局保健福祉環境部
二戸保健福祉環境センター福祉課

1

- 1 令和 7 年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

2

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

3

1 令和7年度における主な改正事項

(1) 業務継続計画策定等（全サービス）

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は未策定減算を適用しないこととする経過措置が令和7年3月31日で終了。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置あり。

業務継続計画未策定減算

- ・療養介護、施設入所支援（障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練
➡ 所定単位数の3%を減算
- ・上記以外のサービス
➡ 所定単位数の1%を減算

4

1 令和7年度における主な改正事項

(2) 就労選択支援について【令和7年10月1日から開始】

実施主体

- ① 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの。
- ② その他これらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者。

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| ●就労移行支援事業所 | ●就労継続支援事業所 |
| ●障害者就業・施設支援センター事業の受託法人 | ●自治体設置の就労支援センター |
| ●障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練を行う機関 | |

7

1 令和7年度における主な改正事項

(2) 就労選択支援について【令和7年10月1日から開始】

- ・ 定員
10人以上
- ・ 人員配置
管理者
就労選択支援員 15：1以上
(要件：就労選択支援員養成研修を終了していること)

※ 就労継続支援は短期間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要、サービス管理責任者の配置は求められていない。

8

1 令和7年度における主な改正事項

(2) 就労選択支援について【令和7年10月1日から開始】

- ・ 支給決定について

支給決定期間

原則1ヶ月。ただし、1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験や観察を行う必要がある場合は、再度1か月の支給決定を行うことが可能。

他のサービスとの同一日の利用

放課後等デイサービス、障害児入所施設との同一日の併給可能。
障害福祉サービスの日中活動サービスとの同一日の併給不可。

1 令和7年度における主な改正事項

(3) 地域との連携等（共同生活援助、施設入所支援） 【令和7年4月1日から義務化】

- ・ 地域連携推進会議の開催（概ね年1回以上）
運営状況の報告、必要な要望、助言等を聴く

会議の構成員

【必須】利用者、利用者の家族、地域住民の代表者

【任意】福祉・経営に知見がある人、事業所所在地の市町村担当者 等

- ・ 会議の構成員が事業所を見学する機会を設ける（概ね年1回以上）
- ・ 会議の報告、要望、助言等について記録作成、公表、報告等の記録は5年間保存

未実施による減算規程はなし

1 令和7年度における主な改正事項

(3) 地域との連携等（共同生活援助、施設入所支援）

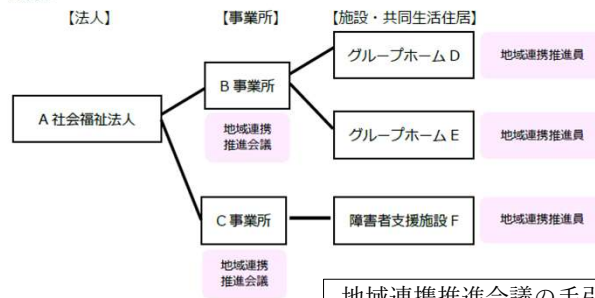
【事前質問事項】

地域連携推進会議について、同法人内複数の障がい事業所等の関係者を集め、合同で開催することは可能か。

【回答】

地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となりますので、合同で開催することはできません。

<例示>

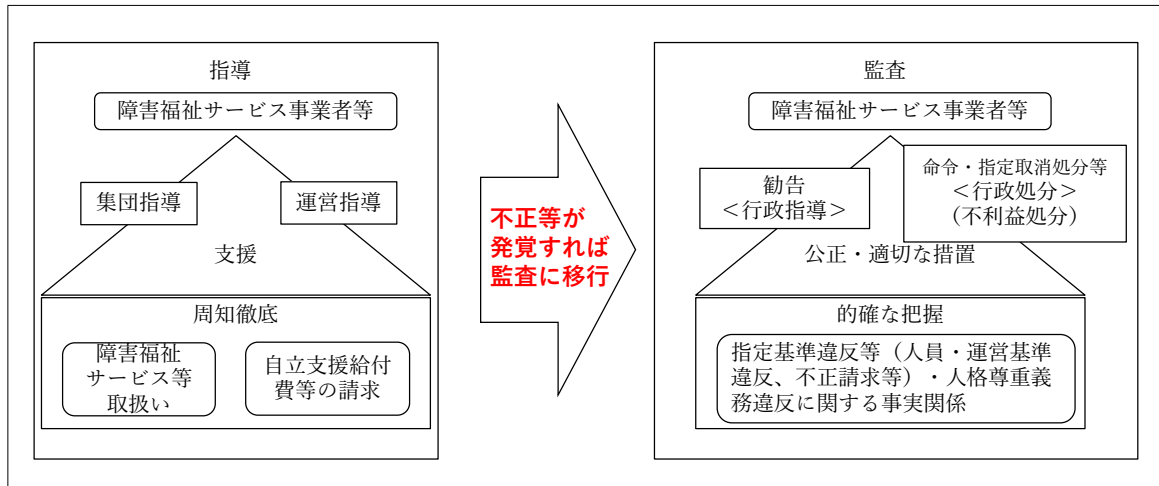


地域連携推進会議の手引きより引用 11

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

2 指導及び監査等

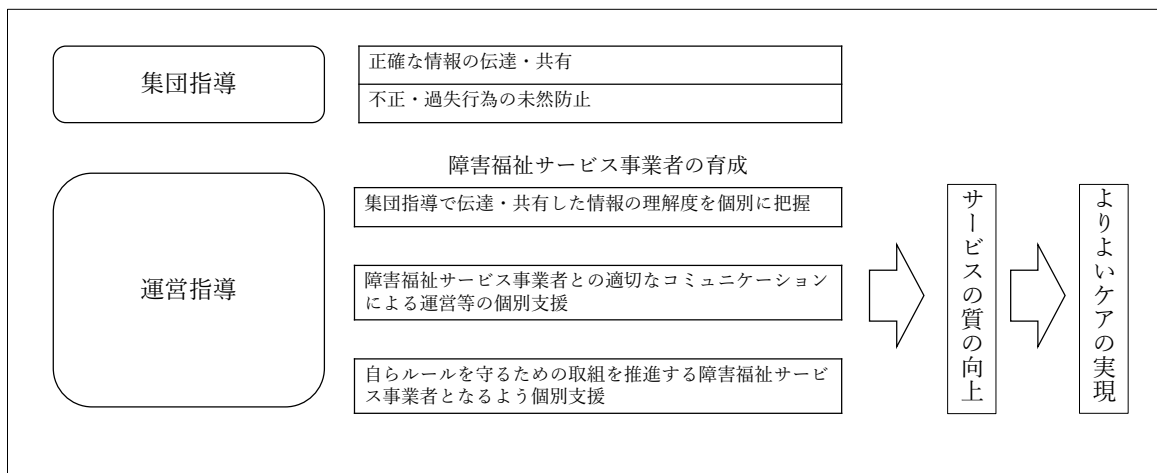
(1) 運営指導及び指導監査について



13

2 指導及び監査等について

(2) 各指導のねらい



14

2 指導及び監査等について

(3) 県内の処分事例

- ① 事業所名 : 樂学舎
- ② サービス種類 : 放課後等デイサービス
- ③ 処分 : 指定取消（令和7年7月31日付）
- ④ 処分理由

ア 人格尊重義務違反

当該事業所の児童指導員が利用児女児に対して性的虐待を行い、有罪判決を受けており、当該事業所の虐待防止に関する取組及び従業者に対する指導等の対応が不十分。

イ 人員基準違反

常勤要件がある児童発達支援管理責任者が、正当な理由もなく事業所を不在にする時間が多く、常勤で勤務していなかった。

ウ 運営基準違反

個別支援計画について、児童発達支援管理責任者が適切に作成していなかった。

また、正当な理由も無く大幅な定員超過受け入れを継続した。

エ 不正請求

上記イ及びウに関する人員欠如 減算、個別支援計画未作成減算、定員超過利用減算を適用せず、さらに算定要件を満たしていない児童指導員等加配加算を算定し、障害児通所給付費を不正に請求、受領した。

15

1 令和7年度における主な改正事項について

2 指導及び監査等について

3 各種申請・届出の留意事項について

4 サービス管理責任者等研修制度について

5 障害者虐待防止について

6 事故発生時の報告について

7 終わりに

16

3 各種申請・届出について

(1) 変更届

指定を受けている内容に変更が生じた場合には、変更届出書と関係書類の提出が必要です。

① 必要書類

- ・ 変更届出書（者：様式第2号、児：第14条の6関係）
- ・ 変更内容がわかる添付書類（「③ 変更届に必要な書類」を参照）

② 届出時期

変更が生じた場合には、**10日以内**に届出をする必要があります。

ただし、指定基準の適合性について判断を要する下記の変更事項については、**1ヶ月前**に提出願います。

変更内容	事前相談
事業所（施設）の所在地（設置の場所）	事前相談 必要
事業所（施設）の平面図及び設備の概要（増築等で面積の増減がある場合）	事前相談 必要
運営規程（共同生活住居・居室の追加、従たる事業所の設置）	事前相談 必要
運営規程（共同生活住居・居室の廃止、従たる事業所の廃止）	事前相談 不要

17

3 各種申請・届出について

③ 変更届に必要な書類

変更事項	主な添付書類	備考
事業所（施設）の名称	運営規程	
事業所（施設）の所在地	運営規程、事業所平面図、設備・備品一覧	
申請者（設置者）の名称	登記事項証明書又は条例等 （登記に変更がある場合）	
主たる事務所の所在地		
代表者の氏名及び住所		
定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）		「定款・寄与行為等」はA型事業所のみ
事業所（施設）の平面図及び設備の概要	事業所平面図、設備・備品一覧	
事業所（施設）の管理者の氏名及び住所	経歴書、実務経験証明書、各種資格証（写） 勤務体制一覧表	
事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所		
事業所の相談支援専門員の氏名及び住所		
主たる対象者	特定する場合の理由書等	

18

3 各種申請・届出について

③ 変更届に必要な書類

変更事項	主な添付書類	備考
運営規程	理事会等の議事録の写し、新旧対照表 ※ 従業員の員数変更の場合は 組織体制図、勤務体制一覧	
事業所の種別（併設型・空床型の別）	短期入所事業所の指定に係る記載事項	短期入所のみ
併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員		
協力医療機関の名所及び診療体制及び支援の体制の概要	協力医療機関との契約内容が分かる書類	
障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
当該申請に係る事業の開始予定年月日		
併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	施設の概要が分かるもの	
同一敷地内にある入所施設及び病院の概要		

19

3 各種申請・届出について

(2) 指定変更申請

障害者支援施設、特定障害福祉サービス（生活介護または就労継続支援A型、就労継続支援B型）において利用定員を増とする変更を行う場合には、変更届の提出ではなく、**指定変更申請**を行う必要があります。

（サービスの内容の変更や入所定員を増とする場合も同様）
提出書類や届出時期については以下のとおりです。

① 必要書類

- ・ 特定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設）指定申請書（変更）
（様式第1の2号（第2条関係））
- ・ 平面図
- ・ 設備・備品等一覧表
- ・ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ・ 運営規程等の利用定員（入所定員）を示した資料
- ・ 介護給付費等算定に係る体制届出書（変更が生じる場合のみ提出が必要）

② 届出時期

2ヶ月前に変更内容について**事前協議**を実施し、**事業開始の1ヶ月前まで**に変更申請書を提出。

20

3 各種申請・届出について

(3) 介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書

① 届出時期と適用開始日

新たに加算を算定する場合、算定する単位が増える場合

- ・ 届出が月の15日以前になされた場合 → 翌月1日から適用
- ・ 届出が月の16日以後になされた場合 → 翌々月1日から適用

加算が算定されなくなる場合、算定される単位数が減る場合

- ・ 速やかな提出が必要
→ 加算が算定されなくなる又は単位数が減る事実が発生した日から適用

前年度の実績をもとに加算の可否を判断する必要がある場合

- ・ 翌年度の4月中に届出を行えば、4月から適用

② 各種届出様式

岩手県公式ホームページに掲載されている様式をダウンロードしていただき、届出を行ってください。

21

3 各種申請・届出について

(4) 廃止・休止・再開に係る届出

① 届出時期

廃止または休止

- ・ 1ヶ月前までに届出が必要

再開

- ・ 事業再開から10日以内に届出が必要となっていますが、新規指定に準じて扱うことになるため、事前協議が必要となります。

② 必要書類

- ・ 廃止・休止・再開届出書（者：様式第3号、児：第14の6関係）
- ・ 既にサービスを受けていた利用者に対する措置（廃止及び休止の場合）
- ※ 休止の場合には、休止予定期間を記載すること。

22

3 各種申請・届出について

(5) 指定更新申請

① 手続き時期

指定障害福祉サービス事業所は6年毎に更新が必要となります。
更新申請の事務手続きは、指定申請の手続きと同様。
指定有効期間満了日の1ヶ月前に用意し、提出願います。

指定有効期限がいつまでか確認し、提出に遅れが生じないように十分注意すること。

提出書類については、岩手県公式ホームページに掲載されている「00_一覧表」の「01-1 事業所指定申請書類」を確認すること。

23

3 各種申請・届出について

(5) 指定更新申請

② 修正が多い事項の一例

- ・ 就任承諾書の記載不備
- ・ 経歴書の職歴と実務経験証明書の業務期間の不一致
- ・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格証の提出漏れ
- ・ 協力医療機関等の契約書が期限切れとなっている
- ・ 多機能型事業所の場合に平面図がサービスごとに色分けされていない
- ・ 資格証の氏名が旧姓のままとなっている
- ・ 付表に記載されている住所と各添付資料の住所が一致しない 等

③ 差替え等の際の注意事項

- ・ 押印や原本であることが必要でないものについてはデータでの送付で構いません。
- ・ 差替え書類等を全てそろえてからの提出になると審査が止まり、指定更新期日に間に合わない可能性がありますので、提出できる書類から速やかに提出願います。

24

3 各種申請・届出について

(6) 業務管理体制

平成24年4月から、指定障害サービス事業所は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。

事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなります。

① 届出内容

- ・ 事業者等の名称又は氏名
- ・ 事業者等の主たる事業所の所在地
- ・ 事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・ 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日

事業所等の数が一定数以上になると上記届出内容に加えて以下の届出が必要になります。

- ・ 事業所等の数が20以上の事業者等
「法令順守の規定」の概要
- ・ 事業所等の数が100以上の事業者等
「業務執行の状況の監査の方法」の概要

25

3 各種申請・届出について

② 届出先

- ・ 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 → 厚生労働省本省
- ・ 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業所のみ行う事業所であって、全ての事業所等が同一の市町村内に所在する事業者等 → 各市町村
- ・ 上記以外の事業者等 → 当該管轄の振興局等（二戸保健福祉環境センター）

③ 届出方法

- ・ 業務管理体制の整備に関して
障害者総合支援法に基づくもの → 様式1号
児童福祉法に基づくもの → 様式2号
- ※ 事業展開地域を変更し届出先区分の変更が生じた場合についても、様式は同様になりますが、区分変更前の行政機関及び変更後の行政機関のどちらにも届出をする必要があります。
- ・ 届出事項の変更
障害者総合支援法に基づくもの → 様式3号
児童福祉法に基づくもの → 様式4号

26

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について**
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

27

4 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者等研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】

※「サービス管理責任者等」とは、 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- ・ 現行制度上、実践研修の受講にあたって必要な実戦経験（OJT）については、基礎研修終了後 「2年以上」の期間として、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間で受講することを可能とする。

28

4 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者等研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】

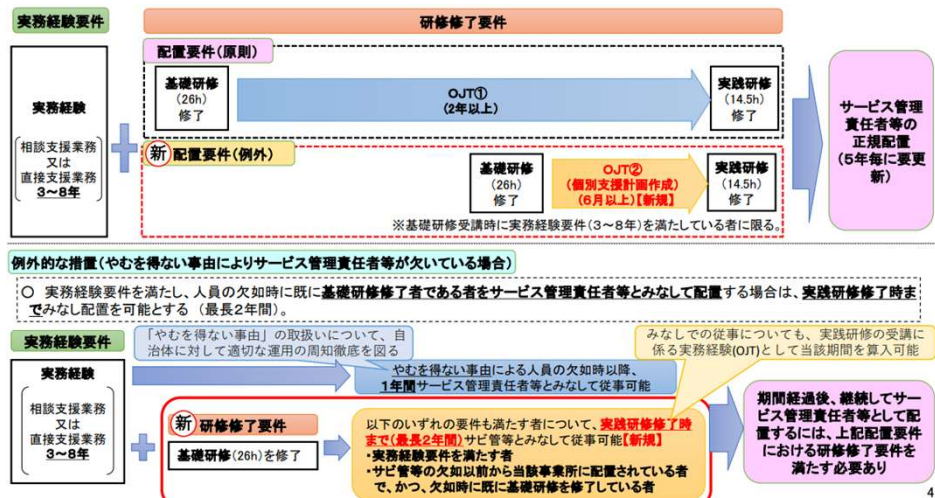
【要件】

- ① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成業務※に6ヶ月従事するもの。
 ※ 個別支援計画作成業務の頻度は、少なくとも概ね10回以上の実施を基本とする。
 (下記ア～ウのいずれか)
 ア サービス管理責任者等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合
 イ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして、個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
 ウ 令和4年3月末までに、実務経験者が基礎研修を修了しており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

29

4 サービス管理責任者等研修制度について

(1) サービス管理責任者等研修制度の変更点【令和5年6月30日改正】



30

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について**
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

31

5 障害者虐待防止について

(1) 障害者虐待防止法の概要

① 目的

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

② 定義

障害者虐待とは、以下の3つをいう

- ア 養護者による障害者虐待
- イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ 使用者による障害者虐待

32

5 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

① 障害者虐待の類型

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
②放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
⑤経済的虐待	障害者から不当に財産上の利益を得ること

33

5 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

② 養護者による障害者虐待

①身体的虐待	① 暴力行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為 ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 ③ 本人の利益にならないよう強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず障害者を乱暴に取り扱う行為 等
②放棄・放置	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲の納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する ③ 同居人等による障害者虐待と同様の行為を放置する 等
③心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること 等
④性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要 等
⑤経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 等 ※ 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。

34

5 障害者虐待防止について

(2) 各類型の具体例

③ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①身体的虐待	① 暴力的行為 ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 ③ 正当な理由のない身体拘束 等
②放棄・放置	① 必要とされる支援や介護を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 ⑤ その他職務上義務を著しく怠ること 等
③心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ② 侮辱的な発言、態度 ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 ⑤ 交換条件の提示 ⑥ 心理的に障害者 ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 等
④性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要 等
⑤経済的虐待	本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること 等 ※ 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。

35

5 障害者虐待防止について

(3) 虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

①身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
②放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
③心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪
⑤経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

36

5 障害者虐待防止について

(4) 早期発見と通報義務・通報者の保護

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第六条二項

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係ある団体並びに障害福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師弁護士、その他障害福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(障害者福祉施設事業者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

37

5 障害者虐待防止について

(4) 早期発見と通報義務・通報者の保護

通報は、すべての人を救う

- ・ **利用者**の被害を最小限で食い止めることができる。
- ・ **虐待した職員**の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- ・ **理事長、施設長**など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- ・ **虐待が起きた施設、法人**に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根直樹氏

38

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について**
- 7 終わりに

39

6 事故発生時の報告について

(1) 概要

平成20年3月3日付障第910 - 1号通知により、指定障害福祉サービス事業者などにおいて、サービス提供時に事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとされているもの。

<報告を求める根拠>

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 地域活動センターの設備及び運営に関する基準
- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

40

6 事故発生時の報告について

(2) 報告を求める事故等

① 事故等の種類及び具体例

報告を求める事故等の種類	事故等の具体例
死亡	利用者または職員のサービス提供中に発生した事故等による死亡、または施設入所者の自死及び変死
傷病等	サービス提供中に発生した怪我等により治療を必要とする場合、食中毒、感染症等が発生した場合など
暴力	利用者間、利用者職員間の暴力行為
犯罪行為	利用者が当事者となった犯罪、職員による業務に関連した犯罪行為
施設入所者の無断外出	警察への通報、捜索を要する入所者の無断外出
火災を含む災害の発生	火災やその他災害等による物的、人件被害が発生した場合 (岩手県地域防災計画に基づく報告が必要となる自然災害は除く)
交通事故	サービス提供中に発生した利用者の交通事故、職員による業務中の人身事故または道路呼応通報違反に問われる物損事故
人権侵害、虐待等	事業所内で発生した人権及びプライバシーの侵害、いじめ、ネグレクト等の虐待
その他	上記例に準ずると認められる利用者及び職員に係る事故、事件など

41

6 事故発生時の報告について

(2) 報告を求める事故等

② 報告適用除外

- ・ サービスの提供等との関連がない場合及び軽微な事案は除く。
- ・ ただし、利用者に係る事故については、軽微なものも含めて当該家族等へ速やかに連絡を行うこと。

③ 感染症等について

- ・ 食中毒及び感染症については、厚生労働省通知により市町村及び保健所に対して報告する例が示されているが、この例に至らないものまたはそれに近い状況が発生した場合は報告を行うこと。

【厚生労働省社会・援護局長等連名通知の例】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等管理者が報告を必要と認めた場合

42

6 事故発生時の報告について

(4) 二戸保健福祉環境センターへの報告方法

- ① 第1報は電話で速やかに報告願います。
電話では主に以下のア～オの事項を聞き取ります。
- ア 対象者の氏名・性別
 - イ 利用事業所の名称
 - ウ 事故発生日時・場所
 - エ 医療機関の受診状況及び内容
 - オ 事故報告書の提出時期
- ※ 上記内容以外にも聞き取りを行う場合がありますので、ご対応願います。
- ② 第2報は事故報告書にすべて記載いただいた上で提出します。
提出にあたっては、メールでも構いません。

45

- 1 令和7年度における主な改正事項について
- 2 指導及び監査等について
- 3 各種申請・届出の留意事項について
- 4 サービス管理責任者等研修制度について
- 5 障害者虐待防止について
- 6 事故発生時の報告について
- 7 終わりに

46

7 終わりに

(1) お願いしたい事項

① 届出について

- ・ 届出に際しては、国通知やQA等を確認いただいてから届出願います。
- ・ 届出の際は、県ホームページに掲載されている最新の様式で届出願います。
- ・ 届出いただいた内容によっては補正をお願いすることがありますので早急に対応願います。

② お問い合わせについて

- ・ 報酬請求や事業所運営に係るご質問については、質問内容に齟齬が生じることの無いようにしたいと考えておりますので、担当又は当センター代表アドレスあてメールでお問い合わせ願います。

【お問い合わせ先】

担当者 : r-watanabe@pref.iwate.jp

二戸保健福祉環境センター代表 : BL0002@pref.iwate.jp

※ お問い合わせ内容によっては、県庁又は厚生労働省まで照会する場合がありますのでお時間をいただく可能性がございます。

47

7 終わりに

(1) お願いしたい事項

③ 連絡用メールアドレスの登録について

- ・ 県障がい保健福祉課から障害福祉サービス事業所等を運営する法人への通知等については、原則としてメールでお知らせしております。
- ・ メールアドレスの登録が済んでいない事業所等については登録願います。
- ・ メールアドレスが変更になった際には、変更した旨連絡願います。
- ・ 登録後にメールが届かない場合については、以下の連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

保健福祉部 障がい保健福祉課 障がい福祉担当
TEL : 019-629-5448

48

7 終わりに

(2) お知らせ

令和7年度 厚生労働省 交付金事業

**専門家にアドバイスを受けてみませんか！
無料相談のご案内**

～『魅力ある職場づくり』を応援します！～

オンライン相談可

このような相談にお答えします！

雇用管理等に関する相談

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題について、社会保険労務士・中小企業診断士・キャリアコンサルタント・ITコーディネーターなどが相談に応じます。

- ・人事制度 勤続体系・福利厚生・人事管理など
- ・給与体系 昇給・賞与・退職金・退職金制度など
- ・就業規則 労働基準法・就業規則の見直し・就業規則の作成・就業規則の運用など
- ・労務管理 労務管理の改善・労務管理の改善など
- ・労務改善 ITコーディネーターによるICT（情報通信技術）を活用したアドバイス

健康支援やメンタルヘルス等の相談

介護の現場で働く方々の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師・理学療法士・産業カウンセラーなどが相談に応じます。

- ・健康支援 健康支援や健康増進・健康増進など
- ・ストレス対策 ストレスの軽減（解消）方法やメンタル不調への対応など

教育・研修（人材育成）にかかるご相談

職業能力（介護職の研修・スキル）の向上を図り、介護事業主の抱える課題についてアドバイスを行います。

- ・研修計画の策定・リーダー職員の育成・キャリアパスの構築・研修会を活用した職員研修計画
- ・モチベーションの向上とリーダーシップの育成・研修会の企画・研修会の実施・研修会の評価・研修会の改善
- ・研修会の企画・研修会の実施・研修会の評価・研修会の改善

お申込み・お問い合わせ

公益財団法人 介護労働安定センター 岩手支部

〒020-0871 盛岡市中/横通1丁目4-22 中ノ橋100ビル 4F
TEL: 019-652-9036 FAX: 019-652-9037
E-mail: iwate@kaigo-center.or.jp

●相談場所は、当センター事務局または、介護事業主にて行う事もできます。
●お申し込みは、最寄りの介護労働安定センターまたは、FAXにてお申し込みください。
●お問い合わせは、お気軽にしてください。お気軽にお問い合わせてください。

【法定研修】
令和7年度 短期専門講習⑦

適切なケア

【日時】
令和7年9月10日(水)
13:00～15:30(2.5H)

【受講料】
一般: 3,500円
賛助: 3,000円

【定員】
30名

【場所】
花巻市民文化会館
(花巻市若葉町3丁目16-22)

【講師】
高橋 勝 氏
認定社会福祉士

介護・福祉・医療の分野に従事されている皆様！

公益財団法人 介護労働安定センター 岩手支部

〒020-0871 盛岡市中/横通1丁目4-22 中ノ橋100ビル 4F
TEL: 019-652-9036 FAX: 019-652-9037
E-mail: iwate@kaigo-center.or.jp

49

7 終わりに

(2) お知らせ

令和7年度 (厚生労働省委託事業)

介護労働者 雇用管理責任者講習

働きやすい職場をつくり、人材を育成し、企業を成長させるために、雇用管理責任者を育成する講習です。

受講者には「受講証明書」を発行いたします。

受講料 無料
テキスト 無料

【総合コース】

総合コースでは、雇用管理の重要性、適正な賃金制度や評価等の整備、就業規則や労働時間管理、安全衛生管理、労働時間管理、年次有休休暇、時間外労働管理、人事労務、目標管理、労務管理、教育訓練、能力評価、キャリア形成等に関する知識の習得を目指します。

菅原かおり氏
認定社会保険労務士

コース	日時	講習時間	開催方法	開催場所
①	令和7年 10月17日(金)	13時-18時 (5H)	対面	水沢地区センター (盛岡市水沢/入居55-2)
②	令和7年 11月11日(火)	13時-18時 (5H)	対面 オンライン	いわて県民交流センター アイエール盛岡駅前 (盛岡市盛岡/盛岡駅前)

【専門コース】

専門コースでは、人事労務・人事労務をテーマに「メンタルヘルスとストレスチェック制度の活用」を具体的な内容等を通して実践知識の習得を目指します。

藤村七美氏
C.O. COO(代表)

コース	日時	講習時間	開催方法	開催場所
③	令和7年 10月15日(水)	10時-15時 (お昼休憩1H)	対面	水沢地区センター (盛岡市水沢/入居55-2)
④	令和7年 11月18日(火)	10時-15時 (お昼休憩1H)	対面	いわて県民交流センター アイエール盛岡駅前 (盛岡市盛岡/盛岡駅前)

受講対象 介護分野の事業主（または介護分野に参入しようとする事業主）において人事・労務等を担当する管理職または事業所の管理者等

定員 各会場毎受講 30名
オンライン受講 50名【11月11日(火)のみ】

申込方法 当センター岩手支部ホームページ又は、FAXからの申込となります。裏面の受講申込書をご確認ください。

※ご不明な点がございましたら、当センター岩手支部 TEL:019-652-9036までお問い合わせください。

令和7年度
全国共通WEBセミナー(動画配信) ⑤

虐待防止と身体拘束防止

～問題改善のプロセスを明確にし対策しよう～

介護施設における虐待は、年々増加傾向にあります。利用者への虐待を防ぐためには、どのような行為が虐待とみなされるのか、虐待防止に必要となる知識をどのように身に付けるのか、虐待防止の対応をいかにとるべきかを知ることが重要です。

ポイント

- 虐待が起きる背景
- 虐待の発生
- 虐待行為の発生
- 虐待を防ぐためには

講師: 林田 俊弘氏
NPO法人ミニケアホームきみぐち理事長
東京福祉大学社会福祉学部助教授
1968年、福岡県生まれ。銀行を退職後、デザイナーとして特別養護老人ホームなどの介護を経て、1999年、グループホーム「ミニケアホームきみぐち」を開設。現在、都内で14のグループホームを運営する。著書「虐待が起きない介護」(講談社)など。

配信期間 令和7年11月13日(木)10:00から
令和7年11月26日(水)17:00まで

受講料 一般3,100円(税込) 賛助会2,200円(税込)

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となります。17時までに視聴を完了するようご配慮ください。

お申込み・お問合せ先

公益財団法人 介護労働安定センター 岩手支部

〒020-0871 盛岡市中/横通1丁目4-22 中ノ橋100ビル 4F
TEL: 019-652-9036 FAX: 019-652-9037
URL: http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/iwate

50

ご清聴ありがとうございました。

指定障害福祉サービス事業者等の代表者 様

岩手県保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の報告について（通知）

指定障害福祉サービス事業者などにおいて、サービス提供時に事故等が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが各省令に規定されており、この連絡（報告）について、これまで「障害者（児）施設・指定居宅支援事業者等における事故等発生時の報告について」（平成 16 年 12 月 20 日障第 806 号県保健福祉部長通知）により運用していましたが、昨年度障害者自立支援法が施行されるなどしたことから同通知は廃止し、今後は下記のとおり取扱うこととしたので通知します。

記

1 報告を求める根拠等

（１） 根拠（全て厚生労働省令。以下アからケを「基準」と総称する。）

- ア 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 171 号）
- イ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 172 号）
- ウ 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 18 年第 173 号）
- エ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 175 号）
- オ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 176 号）
- カ 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 79 号）
- キ 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年第 81 号）
- ク 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年第 21 号（H18.10.1 改正前のもの））
- ケ 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年第 178 号）

（２） 法定外事業所等の報告

障害者作業所及び盲人ホームについては、法定外の事業であることから（１）に掲げる基準はなく、職親については、法及び関係政省令等に事故報告に関して規定されていないものであるが、障害者（児）の安全確保及び利益保護などの観点から、特にも反復継続的にサービス等を提供しているこれら法定外事業所等についても、法定事業所と同様の報告を求める取扱いとするものであること。

2 報告を求める指定事業者・施設等

本通知において、（１）から（14）までを「指定事業者・施設等」と総称する。

- （１） 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- （２） 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- （３） 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- （４） 指定相談支援事業者（障害者自立支援法第 32 条第 1 項）
- （５） 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項）
- （６） 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項）
- （７） 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条）
- （８） 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条）
- （９） 身体障害者小規模通所授産施設（平成 18 年 10 月 1 日改正前の身体障害者社会参加支援施設

の設備及び運営に関する基準（平成 15 年省令第 21 号）第 50 条第 1 項第 3 号）

- (10) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設（児童福祉法第 7 条第 1 項）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）
- (14) 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条）

3 報告を求める事故等

(1) 事故等の種類及び具体例

報告を求める事故等の種類	事故等の具体例
①死亡	利用者または職員のサービス提供中に発生した事故等による死亡、または施設入所者の自殺及び変死
②傷病等	サービス提供中に発生した怪我等により治療を必要とする場合、食中毒、感染症等が発生した場合など
③暴力	利用者間、利用者職員間の暴力行為
④犯罪行為	利用者が当事者となった犯罪、職員による業務に関連した犯罪行為
⑤施設入所者の無断外出	警察への通報、捜索を要する入所者の無断外出
⑥火災を含む災害の発生	火災やその他災害等による物的、人的被害が発生した場合（岩手県地域防災計画に基づく報告が必要となる自然災害は除く）
⑦交通事故	サービス提供中に発生した利用者の交通事故、職員による業務中の人身事故または道路交通法違反に問われる物損事故
⑨人権侵害、虐待等	事業所内で発生した人権及びプライバシーの侵害、いじめ、ネグレクト等の虐待
⑨その他	上記の例に準ずると認められる利用者及び職員に係る事故、事件など

(2) 報告適用除外

サービスの提供等との関連がない場合及び軽微な事案は除く。

ただし、利用者に係る事故については、軽微なものも含めて当該家族等へ速やかに連絡を行うものであること。

(3) 感染症等について

食中毒及び感染症については、平成 17 年 2 月 22 日社援発第 0222002 号等「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において、市町村及び保健所に対して報告する例が示されているが、この例には至らないものの、それに近い状況が発生した場合に本通知に基づく報告を行うものとする。

【厚生労働省社会・援護局長等連名通知の例】

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等管理者が報告を必要と認めた場合

4 報告様式

指定事業者・施設等が報告する様式は、別紙 1 とする。

5 報告経路等

- (1) 事故等が発生した場合の報告経路は別紙 2 によるものとする。
- (2) 事故等への迅速な対応を図るため、報告先に対しまずは電話による報告を行い、次に前記 4

の様式による報告を行うものとする。

- (3) 予め、報告先に対する報告にかかる連絡系統図、夜間対応等の体制を定めておくものとする。
- (4) 事故等の発生が報告先の行政機関の閉庁日等であっても、入所施設における火災、事件性の高い利用者の死亡等特に重大な事故等である場合には、速やかに当日中の報告を行うものとする。

6 報告後の措置

- (1) 基準に明記されているとおり、事故の状況及び事故に際して採った処置について、適切に記録し保存するとともに、原因を解明し再発を防ぐための対策を講じ、利用者に対して賠償すべき事故である場合にあっては、速やかに損害賠償を行うものとする。
- (2) 指定事業者・施設等、市町村及び県が一体となり、発生した事案への迅速かつ適切な対応を図り、速やかに事態を終息させるよう努めるものとする。
- (3) 感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、保健所等他機関への報告を行っている場合を除き、第一報、第二報といった速報性に考慮した随時の報告を行うものとする。

担 当： 障害保健福祉課障害福祉担当、療育精神担当
電 話： 019-629-5446（障害児、職親関係）
019-629-5448（障害者関係）
019-629-5450（精神障害者社会復帰施設のみ）
F A X： 019-629-5454

障 第 3 0 9 号
平成 24 年 6 月 18 日

各市町村障がい福祉主管課長
各広域振興局の保健福祉環境部等の長
福祉総合相談センター所長
各児童相談所長
様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）

このことについて、平成 20 年 3 月 3 日付け障第 910-1 号岩手県保健福祉部長通知に基づき運用しているところですが、**障害者自立支援法・児童福祉法の改正及び中核市への権限移譲に伴い、報告を求める根拠、対象指定事業者・施設等、報告経路については、今後、下記のとおり取扱うこととしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。**

なお、指定事業者・施設等に対しては、本通知の内容を別途通知しておりますので、ご承知おきください。

おって、市町村におかれましては、基準該当事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、職親及び管内の障害者作業所に対して本通知を周知されるようお願いいたします。

記

1 報告を求める根拠（全て厚生労働省令。下線部分が新規省令）

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 171 号〕
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 172 号〕
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 27 号〕
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 28 号〕
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 175 号〕
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 176 号〕
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 15 号〕
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 16 号〕
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 29 号〕

2 対象指定事業者・施設等（下線部分が変更箇所）

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (2) 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- (3) 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (4) 指定一般相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 14 第 1 項）
- (5) 指定特定相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号）
- (6) 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 26 項）
- (7) 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 27 項）
- (8) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項）
- (9) 指定障害児入所施設（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）
- (10) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）

3 報告経路

別紙「事故報告の流れ」によるものとする。

主な変更点

- ・事業所等が盛岡市に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者⇒指定権者である盛岡市へ報告
- ・指定相談支援事業者⇒指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
- ・障害児施設⇒指定障害児入所施設
- ・指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の追記

【担当】

障がい福祉担当

電話 019-629-5448（内線 3449）

FAX 019-629-5454

E-mail erina_hirata@pref.iwate.jp